

Press Release

平成 22 年 6 月 10 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長 鈴木 幸雄
主任中央労働衛生専門官 永田 和博
調査官 塚本 勝利
電話 03-5253-1111 (内線 5505,5497)
直通 03-3502-6755

報道関係者 各位

職場における熱中症による死亡災害の発生状況について（平成 21 年）

～平成 21 年の職場における熱中症による死亡者数は 8 人となり、前年の 17 人から大幅に減少～

1 職場における熱中症による死亡災害発生状況について（別添資料）

- ・ 平成 21 年の職場における熱中症による死亡者数は 8 人（平成 20 年 17 人）となり、大幅に減少した。
- ・ 業種別にみると、建設業（5 人（平成 20 年 9 人））、製造業（1 人（平成 20 年 5 人））及びその他の業種（0 人（平成 20 年 3 人））において、大きく減少した。
- ・ 作業開始からの日数別にみると、88%が 7 日以内に発生した。
- ・ 発生月別にみると、全て 7 月又は 8 月に発生した。

2 厚生労働省の取組

職場における熱中症の予防については、平成 21 年 6 月に発出した通達に基づく対策（※）を図ることとしており、都道府県労働局・労働基準監督署による事業場への指導や、パンフレットの配布などにより、取組を推進しているところである。

（※）職場における熱中症予防対策の概要

- ・ WBGT 値（湿球黒球温度℃）を求めること等により、職場の暑熱の状況を把握し、必要な作業環境管理、作業管理、健康管理等を行うこと
- ・ 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適應する期間）の設定
- ・ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- ・ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理など

○ 熱中症とは

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称であり、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

職場における熱中症による死亡災害発生状況（平成 21 年）について

- 1 職場における熱中症による死亡者数は、近年 20 人前後で推移していたが、平成 21 年は8 人（前年比 9 人減）となり、大幅に減少した。

表 1 熱中症による死亡災害発生件数の推移（平成 12～21 年）

年(平成)	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	計
人	18	24	22	17	17	23	17	18	17	<u>8</u>	181

- 2 業種別にみると、建設業 5 人、製造業 1 人、運送業 1 人、警備業 1 人となり、建設業（前年比 4 人減）、製造業（前年比 4 人減）及びその他の業種（前年比 3 人減）において大きく減少した。

表 2 熱中症による死亡災害の業種別発生状況（平成 19～21 年）

業種	建設業	運送業	警備業	製造業	林業	その他	計(人)
平成 19 年	10	1	2	2		3	18
平成 20 年	9			5		3	17
平成 21 年	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>			<u>8</u>
計(人)	24	2	3	8		6	43

- 3 作業開始からの日数別にみると、初日 4 人、2 日目 1 人、3 日目 1 人、6 日目 1 人、10 日目以降 1 人と、7 日以内に全体の 88% が発生しており、平成 20 年(71%)に引き続き大きな割合を占めた。

表 3 熱中症による死亡災害の作業開始からの日数別発生状況（平成 19～21 年）

作業日数	初日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目 以降	計(人)
平成 19 年	3	5	3	2	1		1			3	18
平成 20 年	3	3	2	2	1	1		1		4	17
平成 21 年	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>			<u>1</u>				<u>1</u>	<u>8</u>
計(人)	10	9	6	4	2	2	1	1		8	43

- 4 発生月別にみると、6 月 0 人（前年比 2 人減）、7 月 1 人（前年比 11 人減）、8 月 7 人（前年比 4 人増）となり、6 月及び 7 月において大幅に減少したが、8 月において大幅に増加した。

また、7 月又は 8 月に 100% が発生しており、平成 20 年（88%）に引き続き大きな割合を占めた。

表 4 熱中症による死亡災害の月別発生状況（平成 19～21 年）

月	6 月	7 月	8 月	9 月	計(人)
平成 19 年	2	3	11	2	18
平成 20 年	2	12	3		17
平成 21 年		<u>1</u>	<u>7</u>		<u>8</u>
計(人)	4	16	21	2	43

5 平成 21 年の熱中症による死亡災害発生状況

番号	月	業種	年代	発生状況の概要
1	7	建設業	30 歳代	被災者は、住宅新築工事現場での床の配筋作業に従事していたが、午後 4 時過ぎに倒れているところを発見され、その後死亡した。
2	8	建設業	40 歳代	被災者は、住宅増築工事現場での屋根の板張り作業に従事していたが、午後 2 時過ぎに体調不良を起こし、その後死亡した。
3	8	建設業	10 歳代	被災者は、倉庫の屋根塗装工事における足場の解体作業に従事していたが、午後 1 時過ぎに体調不良を起こし、その後死亡した。
4	8	製造業	40 歳代	被災者は、工場内におけるロボット溶接作業に従事していたが、午後 4 時過ぎにふらついているところを発見され、その後死亡した。
5	8	運送業	30 歳代	被災者は、個人宅への配達補助業務に従事していたが、午後 4 時過ぎに体調不良を起こし、その後死亡した。
6	8	建設業	30 歳代	被災者は、建物の新築工事現場における配筋作業に従事していたが、午後 0 時過ぎに倒れ、その後死亡した。
7	8	警備業	40 歳代	被災者は、汚水管理設工事現場における交通誘導作業に従事していたが、午後 1 時過ぎにふらついているところを発見され、その後死亡した。
8	8	建設業	20 歳代	被災者は、住宅新築工事現場における足場組立作業に従事していたが、午後 4 時過ぎに体調不良を起こし、その後死亡した。

上記 8 人の死亡者のうち、

- (1) 7 人については、WBGT 値の測定を行っていなかった。
- (2) 全員について、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった。
- (3) 全員について、自覚症状の有無にかかわらず定期的な水分・塩分の摂取を行っていなかった。
- (4) 4 人については、糖尿病等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病を有していた。(疾病の影響の程度は不明)。
- (5) 2 人については、体調不良、食事の未摂取又は前日の飲酒があった。その他、2 人については、被災前日まで疾病にて休業していた。

平成21年6月19日付け基発第0619001号

「職場における熱中症予防対策」の概要

1 WBG T値（暑さ指数）の活用

暑さ指数であるWBG T値（湿球黒球温度 °C）を求め、労働者の熱への順化（熱に慣れ、その環境に適応すること）の有無及び作業内容等ごとに定められた基準値（参考資料2「職場における熱中症の予防について」3ページ参照）を超える場合には、身体作業強度の低い作業への変更などの対策に努めるとともに、基準値を超える場合には下記の2以下の対策の徹底を図ること。（WBG T値が未測定の場合もWBG T値と気温、相対湿度との関係を示した表を参考にすること。）

（注）WBG T値とは暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、式①又は②により算出できます。

- ・ 屋内の場合及び屋外で太陽照射のない場合

$$\text{WBG T値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度} \quad \dots \text{式①}$$

- ・ 屋外で太陽照射のある場合

$$\text{WBG T値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度} \quad \dots \text{式②}$$

2 作業環境管理

- ・ 作業場所の冷房等によるWBG T値の低減、休憩場所の整備等を図ること。

3 作業管理

- ・ 休憩時間等を確保すること、身体作業強度が高い作業を避けることなどの対策に努めること。
- ・ 熱への順化の有無が熱中症の発生リスクに大きく影響することから、計画的に、熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設けることが望ましいこと。
- ・ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の作業前後及び作業中の定期的な摂取の徹底を図ること。このため、摂取を確認する表の作成、巡視などを行うこと。
- ・ 透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。

4 健康管理

- ・ 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等は熱中症の発症に影響を与えるおそれのあることから、健康診断の実施、異常所見に対する医師等の意見の聴取、当該意見を勘案した就業場所の変更等の適切な措置の徹底を図ること。
- ・ 上記疾患治療中等の労働者については、産業医、主治医等の意見を勘案して、

必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。

- ・ 労働者に対して、上記疾患治療中等の場合は熱中症予防のため対応が必要であることを教示するとともに、対応が必要と判断した場合などには申し出るよう指導すること。
- ・ 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、日常の健康管理の指導、必要に応じ健康相談を行うこと。
- ・ 作業開始前、作業中の巡視による労働者の健康状態の確認等を行うこと。

5 労働衛生教育

- ・ 作業管理者、労働者へ教育を行うこと。

6 救急処置

- ・ 緊急連絡網の作成及び周知、熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行うこと。